

令和2年7月21日

## 新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和2年7月20日（月）（午後4時～）に、第33回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のように決定等いたしました。

## 記

## 【決定事項等】

- 新型コロナウイルス感染症対策立川市緊急対応方針第2弾骨子案について、①地域医療・地域福祉事業にかかわる取り組み ②地域住民と市民生活にかかわる取り組み ③地域経済と新たな環境づくりにかかわる取り組み ④感染拡大防止にかかわる取り組み を柱として検討を進めることとしました。
- 特別定額給付金について、別紙1及び別紙2のとおり報告がありました。
- 立川競輪場の有観客開催及び場外開催の再開について、別紙3のとおり報告がありました。
- 公共施設における新型コロナウイルス感染者発生時の公表方針及び市立小・中学校における新型コロナウイルス感染者発生時の公表方針の一部改正について、別紙4及び別紙5（改正箇所は下線部）のとおり承認しました。
- PCR検査センターの設置に向け、さらに協議を進めていくことを確認しました。

## 特別定額給付金について

## 1. 給付状況について（7月16日時点）

- ・ 対象世帯数 93,161 世帯
- ・ 申請世帯数 約 89,300 世帯
- ・ 給付世帯数 87,043 世帯
- ・ 給付率 93.43%

※ 対象世帯数等は今後変更する場合もあり、住民基本台帳上の世帯数とは一致しません。

※ 申請世帯数は重複や再申請等を含む件数で、実有効件数とは異なります。

## 2. 給付予定について

- ・ 給付予定日 7月22日（水）  
7月29日（水）
- ・ 給付予定世帯数 448 世帯
- ・ 予定給付率 93.91%

## 特別定額給付金専用コールセンターの運用について

## 1. 問合せ状況について

5月28日の申請書発送に備え、特別定額給付金専用コールセンターを5月20日から開設し、専用コールセンター3回線、総合コールセンター2回線の計5回線による運用を行っている。

問合せ件数は、下表のとおり、平日は6月1週目の平均400件台をピークに直近では平均20件台で推移しており、休日は5月下旬の平均140件台をピークに現在は1桁台と大幅に減少している。

	問合せ件数		イベント
	平日(1日平均)	休日	
5月20日(水)～22日(金)	88		5/20広報(臨時号)発行、5/22振込
5月23日(土)		17	
5月24日(日)		13	
5月25日(月)～29日(金)	104		5/27振込、5/28申請書郵送
5月30日(土)		143	
5月31日(日)		141	
6月1日(月)～5日(金)	428		6/3振込
6月6日(土)		82	
6月7日(日)		44	
6月8日(月)～12日(金)	190		6/9、6/12振込
6月13日(土)		31	
6月14日(日)		19	
6月15日(月)～19日(金)	194		6/17振込
6月20日(土)		39	
6月21日(日)		20	
6月22日(月)～26日(金)	164		6/24振込
6月27日(土)		26	
6月28日(日)		12	
6月29日(月)～7月3日(金)	116		7/1、7/3振込
7月4日(土)		14	
7月5日(日)		8	
7月6日(月)～10日(金)	49		7/8振込、7/10広報発行
7月11日(土)		5	
7月12日(日)		4	
7月13日(月)～17日(金)	26		7/16振込
7月18日(土)		6	
7月19日(日)		4	

## 2. 今後の運用について

特別定額給付金専用コールセンターは、休日の問合せが大幅に減少したことから、業務の効率性の面からも、現在契約している委託内容のとおり、7月をもって休日における運用を終了することとし、総合コールセンターは契約期間満了の9月末まで継続する。

なお、市民への周知は7月25日発行の市広報と市ホームページで行うとともに、市民からの問合せ等には丁寧な対応に努める。

また、一人1万円給付の市民生活支援給付金については、本年9月以降、専用コールセンターを設置する方向で検討を進めている。

## 有観客開催及び場外開催の再開について

### 1. 有観客開催に向けた東京都との調整について

競輪を所管する経済産業省車両室より、有観客開催の実施にあたり、事前に都道府県と調整を行うことが必要になる旨の通知があり、7月1日に立川競輪再開計画を都総務局行政部市町村課に提出した。

7月6日、都総務局総合防災部から口頭にて下記内容の連絡があった。

(回答内容)

都としては、再開にあたり都のガイドライン及び業界のガイドラインを遵守し対応を図ってもらいたい。

### 2. 立川競輪場における有観客開催及び場外開催の再開について

(有観客開催)

○令和2年度第5回立川市営立川競輪(本場開催) 8月18日～20日(FI・G)

(場外開催)

○福井記念場外 7月23日～26日

### 3. 感染防止対策について

業界において策定された「競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」及び立川競輪場有観客開催再開計画に沿って対応する。

主な対応は下記のとおり。

- ・お客様入場時の検温とマスク着用の徹底
- ・場内屋内施設における常時換気
- ・発払機や記載台等の共有スペースの定期的な消毒
- ・特別観覧席の座席数を減らすこと等、社会的な距離の確保

### 4. 感染者が発生した場合の対応について

生活安全課及び健康推進課に一報を入れるとともに、多摩立川保健所に連絡し、施設の消毒や閉鎖等、対応について指示を求める。

また、公表については、「市の公共施設における新型コロナウイルス感染者発生時の公表方針」に基づき対応する。

### 5. プレス対応等について

- ・7月13日に、議員及び周辺対策協議会への情報提供、プレス発表(スポーツ紙)と同時にHP、ツイッターによるお客様への周知を行った。

<参考>

○緊急事態宣言解除後のステップ（立川市版）

		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3
立川競輪場	本場開催	△ 無観客開催	△ 無観客開催	○ ※注1	○ ※注1
	場外開催	×	×	×	○ ※注2

注1 開催執務委員長の判断により無観客にすることもできる。

注2 開催執務委員長の判断により開催しないこともできる。

○東京都のステップ

<場外車券売場>

ステップ3のカテゴリーに入る。

<イベント開催制限の段階的緩和の目安>

【6/19以降】

（屋内）1,000人以下、かつ収容定員の半分以下

（屋外）1,000人以下

【7/10以降】

（屋内）5,000人以下、かつ収容定員の半分以下

（屋外）5,000人以下

【感染状況をみつつ、8/1以降を目途】

（屋内）収容定員の半分以下

## 市の公共施設における新型コロナウイルス感染者発生時の公表方針

本市では、市の公共施設（市立小・中学校及び保育施設は別途定める。）において施設利用者又は従事する職員等に感染者が発生した場合は、公表内容等を定めた「立川市立施設等における感染者発生時の公表にあたっての留意点」に従って運用してきた。これを踏まえ、本方針は、公表するにあたって統一した対応を図るために定めるものである。

なお、本方針については、今後の感染者の発生状況などを踏まえ、適宜見直しを行う。

### 1 公表の目的

市が発生状況等の情報を公表することにより、市内における感染症の感染拡大を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめ、もって市民の安全で安心な生活を維持することを目的とする。

### 2 人権尊重及び個人情報の保護

発生状況等の公表にあたっては、感染者や当該家族等の人権尊重及び個人情報やプライバシー情報の保護に最大限配慮する。

また、情報を得た市民等に対しても、感染者や当該家族、当該施設等に対して差別・偏見、誹謗中傷、風評被害等が生じることがないように、良識ある行動をとるよう周知する。

### 3 公表内容等

感染者及び濃厚接触者の範囲、感染ルート、感染拡大のリスク等を総合的に勘案し、更なる感染拡大の防止に向けた適切な行動等を個人が取れるようにするため、以下のうちから必要な情報を公表する。

- (1) 施設名及び感染者の年代、性別、居住地（市内・市外）など
- (2) 感染者の症状・経過など
- (3) 感染者の渡航歴及び行動歴など
- (4) 感染者が職員の場合は所属部局、担当業務、市民等との接触の有無
- (5) 公衆衛生上の対策（消毒、施設閉鎖等）

なお、公表内容の詳細については案件ごとに個別に判断するが、感染者が特定される恐れがあり、人権やプライバシーへの配慮が求められる場合には、これらの情報の全部又は一部について公表しないことがある。

<以下の公表内容は例示>

罹患者	施設利用者又は従事職員等
公表内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染者が発生した施設名及び利用者と従事職員等の別</li> <li>・ 感染者が当該施設を利用した期間及び施設の箇所</li> <li>・ 感染に対する公衆衛生上の対応（臨時休業予定期間、消毒の実施、濃厚接触者の特定など）</li> </ul> <p>※ 感染者への差別・偏見、誹謗中傷、風評被害等が生じることがないように、人権上の配慮を市民に依頼する。</p>

## 市立小・中学校における新型コロナウイルス感染者発生時の公表方針（教育部）

令和2年6月23日決定

立川市新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年7月20日一部改正

立川市新型コロナウイルス感染症対策本部

市立小・中学校において児童・生徒及び教職員の感染者が発生した場合は、「市の公共施設における新型コロナウイルス感染者発生時の公表方針」及び本方針に基づき公表する。

なお、本方針については、今後の感染者の発生状況などを踏まえ、適宜見直しを行う。

## 1 公表の目的

市立小・中学校での感染者情報の公表は、市民・関係者が正確な情報を共有したうえで、一人ひとりの冷静な判断と適切な行動を促すとともに、市と市民が一丸となって感染拡大防止の取組を促進することを目的として実施する。

## 2 人権尊重及び個人情報の保護

発生状況等の公表にあたっては、教育的視点並びに感染者や当該家族等の人権尊重及び個人情報やプライバシー情報の保護に最大限配慮する。

また、情報を得た市民等に対しても、感染者や当該家族、当該校等に対して差別・偏見、誹謗中傷、風評被害等が生じることがないように、良識ある行動をとるよう周知する。

## 3 公表内容等

感染者及び濃厚接触者の範囲、感染ルート、感染拡大のリスク等を総合的に勘案し、以下のうちから必要な情報を公表する。

(1) 感染者の在籍（勤務）する校種（学校名は公表しない。）

(2) 感染者の感染確定日

(3) 感染者が教職員の場合は年代・性別

(4) 公衆衛生上の対策（臨時休業予定期間、消毒の実施、濃厚接触者の特定など）

なお、公表内容の詳細については案件ごとに個別に判断するが、感染者が特定される恐れがあり、人権やプライバシーへの配慮が求められる場合には、これらの情報の全部又は一部について公表しないことがある。

<以下の公表内容は例示>

罹患者	児童・生徒
公表内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市立小（中）学校の児童（生徒）〇名</li><li>・ 感染確定日</li><li>・ 公衆衛生上の対策（臨時休業予定期間、消毒の実施、濃厚接触者の特定など）</li></ul> <p>※ 教育的視点からも、感染した児童・生徒や当該家族、当該学校等への差別・偏見、誹謗中傷、風評被害等が生じることがないように、人権上の配慮を市民に依頼する。</p>

罹患者	教職員
公表内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市立小（中）学校の教職員〇名</li><li>・ 年代・性別</li><li>・ 感染確定日</li><li>・ 公衆衛生上の対策（臨時休業予定期間、消毒の実施、濃厚接触者の特定など）</li></ul> <p>※ 教育的視点からも、感染した教職員や当該家族、当該学校等への差別・偏見、誹謗中傷、風評被害等が生じることがないように、人権上の配慮を市民に依頼する。</p>